

○事務局長 定刻前ですけれども、ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定により、半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和3年度第12回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございます。本日は町長に出席をいただいておりますので、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長 (町長挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございます。ここで町長は公務がございますので、退席をさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。お世話になりました。それでは、会議規則第4条により会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは、座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に3番委員、4番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 1ページをご覧いただきたいと思います。日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。令和4年3月10日提出です。今回は2件ございました。

(2件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 はい。続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。

○2番職務代理者 それでは報告を行います。議案第30号、番号1です。議案第30号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、昨日9日に16番委員、17番委員と私と事務局長のほうで調査をいたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております。対価〇円、10aあたり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして番号2です。番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、議案の上から5筆が農振農用地区域外農地、残り7筆は農振農用地区域内農地になります。対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。尚、この移転につきましては、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に事業採択され、農地を自己所有にしなければならないとの要件を満たすための所有権移転となります。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 日程第3、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとするものがございます。今回1件出てまいっております。

(1件の申請について説明)

以上説明を終わります。

○議長 はい。それでは事前調査の報告をお願いいたします。

○16番委員 議案第31号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回1件

の申請がありましたが、3月9日に2番委員、16番私、17番委員で調査をいたしました。

申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で、第3種農地となりますので、立地基準

を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規

則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準を満たしていると考え

えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしてい

ると思われまます。ちなみに、対価は1筆当たり〇円となっております。以上で報告を終わ

ります。

○議長 はい。ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何

かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異

議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続き

まして、日程第4、議案第32号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

を議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、私議長が退席

をして、職務代行に議事進行をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

はい。お願いします。

○2 番職務代理者 それでは早速職務代行をさせていただきます。日程第 4、議案第 32 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いします。

○係長 それでは、日程第 4、議案第 32 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 4 年第 3 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、3 月 4 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました方の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えております。以上で説明を終わります。

○2 番職務代理者 はい、ありがとうございます。ただいま説明されました件につきまして、ご意見のある方はお願いします。ないようですので、退席された委員さんの入室をお願いいたします。

○議長 2 番委員には 3 年間大変お世話になりました。それでは残りの件について、説明をお願いいたします。

○係長 残りの案件については、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 5、

報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

○係長 それでは 7 ページ目でございます。日程第 5、報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の
規定による小作地の合意解約の報告について、令和 4 年 1 月 26 日から令和 4 年 2 月 25 日
までの分となります。こちら、時間短縮のため今後の耕作状況のみご報告をさせていただきます。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はござい
ませんか。ないようでしたら、報告第 20 号を終わります。以上で本日提案された議案の審
議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない
範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 はい。これをもちまして令和 3 年度第 12 回多良木町農業委員会総会を閉会いたし
ます。3 年間お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記